

○薩摩川内市一般住宅条例

平成16年10月12日

条例第284号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般住宅の設置（第3条）
- 第3章 一般住宅の管理（第4条―第33条）
- 第4章 駐車場の管理（第34条）
- 第5章 雑則（第35条―第45条）
- 第6章 罰則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、一般住宅及び共同施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「一般住宅」とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に規定する公営住宅以外の住宅で、市が建設し、買取り又は借り上げたもの及びその附帯施設で、次に定めるところによる。

（1） 一般向住宅 地域に定住し就労する者等の生活安定及び地域の活性化を図るために設置した世帯向住宅及び単身向住宅をいう。

（2） 高齢者等向住宅 高齢者、寡婦、寡夫及び身体障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者に対して設置した住宅をいう。

（3） 共同施設 一般住宅入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。

（4） 一般住宅建替事業 現に存する一般住宅及び共同施設の建替をいう。

第2章 一般住宅の設置

（設置）

第3条 一般住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第3章 一般住宅の管理

（入居者の公募の方法）

第4条 市長は、一般住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞広告
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 適当な場所における掲示
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区域内の住民が周知できるような適当な方法

2 前項の公募は、一般住宅の場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、入居時期その他必要な事項を示して行うものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる理由のある者を、公募を行わず、一般住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 一般住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 一般住宅建替事業による一般住宅の除却
- (5) 都市計画事業その他各種事業の施行による一般住宅の除却
- (6) 現に一般住宅に入居している者で、市長が特別の事情があると認めたもの

(入居者資格)

第6条 一般住宅に入居することができる者は、次の条件を具備するものでなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた者は、この限りでない。

- (1) 次に掲げる一般住宅の区分に応じ、それぞれに掲げる者であること。
 - ア 世帯向住宅 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）がある者
 - イ 単身向住宅 独立の生計を営む独身者又は単身者
 - ウ 高齢者等向住宅 入居申込み時点において満60歳以上の高齢者、寡婦、寡夫、身体障害者等
- (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別な事情がある場合において、一般住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるものであること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村税等を滞納していない者であること。ただし、市長が一般住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- (5) その者並びに現に同居し、及び同居しようとする親族が暴力団員によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（６） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める者であること。

（入居の申込み及び入居決定通知）

第７条 一般住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。

２ 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を一般住宅の入居者として決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）にその旨を通知するものとする。

３ 市長は、借上げに係る一般住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該一般住宅の借上げの期間の満了時に当該一般住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

（入居者の選考）

第８条 入居の申込みを受理した戸数が一般住宅の戸数を超える場合においては、公開抽せんその他公平な方法により入居者を選考するものとする。

（入居者の選考の特例）

第９条 市長は、第６条に規定する者について、特別の理由があると認めるものであって、速やかに一般住宅に入居することを必要としているものについては、前条の規定にかかわらず、市長が割り当てた一般住宅に優先的に選考して、入居させることができる。

（入居補欠者）

第１０条 市長は、前２条の規定により一般住宅の入居者を選考する場合においては、入居決定者のほかに、入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を決定するものとする。

２ 市長は、次条第６項の規定により入居の決定を取り消したとき、又は一般住宅に入居している者が当該一般住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、一般住宅の入居者を決定するものとする。

３ 第１項の入居補欠者としての有効期限は、市長がその都度定める。

（入居の手続）

第１１条 入居決定者は、第７条第２項の規定による通知があった日から１０日以内に、次に掲げる手続（以下「入居手続」という。）をしなければならない。

（１） 入居決定者と同程度以上の所得を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）の連署する請書を提出すること。

(2) 第18条第1項の規定により敷金を納付すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類を提出すること。

2 入居決定者は、やむを得ない事情により入居手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、市長が別に指示する期間内に入居手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、入居決定者が入居手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに入居可能日を通知するものとする。

5 入居決定者（同居し、又は同居しようとする親族を含む。次項において同じ。）は、前項の入居可能日から10日以内（婚姻の予約者にあつては3箇月以内、特別の事情があると市長が認める者にあつては市長が別に指示する日まで）に入居しなければならない。

6 市長は、入居決定者が第1項若しくは第2項に規定する期間内に入居手続をしないとき、又は前項に規定する期間内に入居しないときは、当該入居決定者の入居の決定を取り消すことができる。

（連帯保証人の変更等）

第12条 一般住宅の入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該連帯保証人を変更し、市長の承認を得なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。

(3) 住所又は居所が不明になったとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 一般住宅の入居者に代わって負担した額が極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）に達したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めてその変更を認めたとき。

2 一般住宅の入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（同居の承認）

第13条 一般住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居した親族以外の者

を同居させようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を得なければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項本文の承認をしてはならない。

（入居者の地位の承継）

第 14 条 一般住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、当該一般住宅に引き続き居住することを希望するときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、当該入居者の地位を承継することができる。

- 2 一般住宅の入居者が同居の親族の扶養を受けることとなった場合その他当該入居者について特別の事情があると市長が認める場合には、当該同居の親族は、市長の承認を得て、当該入居者の地位を承継することができる。

- 3 市長は、前 2 項の場合において、入居者の地位を承継しようとする者が暴力団員であるときは、前 2 項の承認をしてはならない。

（家賃の決定及び変更）

第 15 条 一般住宅の家賃（以下「家賃」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

（1） 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

（2） 住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

（3） 一般住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第 16 条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、家賃を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（1） 一般住宅の入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

（2） 一般住宅の入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

（3） 一般住宅の入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

（家賃の納付）

第 17 条 家賃は、第 11 条第 4 項の入居可能日から一般住宅を明け渡した日

（第 28 条第 1 項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限とし

て市長が定めた日又は明け渡した日のいずれか早い日、第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求があった日)まで徴収する。

2 家賃は、毎月末日(12月分にあつては、翌年の1月4日)までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で一般住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付しなければならない。

3 前項に規定する期限が民法第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。

4 入居者が新たに一般住宅に入居した場合又は一般住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1箇月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

5 一般住宅の入居者が第32条第1項に規定する手続を経ないで当該一般住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第18条 市長は、一般住宅の入居者から入居時における3箇月分の家賃に相当する金額の範囲において敷金を徴収するものとする。

2 市長は、第16条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、前項の敷金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 第1項の敷金は、一般住宅の入居者が当該一般住宅を明け渡したとき、又は入居手続をした入居決定者が第11条第5項に規定する期間内に入居しないため入居の決定を取り消されたときに、これを還付する。ただし、未納の家賃、第33条の金銭又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

4 前項の場合において、当該敷金の額が当該未納の家賃、第33条の金銭又は損害賠償金の額に満たないときは、入居者は、直ちにその不足額を納入しなければならない。

5 第3項の規定により敷金を還付する場合には、これに利息を付さない。

(敷金の運用等)

第19条 市長は、敷金を安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等一般住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第20条 一般住宅及び共同施設の修繕に要する費用(次条第4号に掲げる費用

を除く。)は、市の負担とする。

2 一般住宅の入居者の責めに帰すべき理由により前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、借り上げて設置する一般住宅の修繕費用については、市長が別に定める。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、一般住宅の入居者の負担とする。ただし、第4号に掲げる費用のうち、一般住宅建替事業により除却すべき一般住宅の除却前の最終の入居者が当該一般住宅建替事業の施行に伴い住居を移転した場合において、市長がその者に負担させることが適当でないと認める費用については、この限りでない。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料(共用部分に係るものを含む。)

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) 共同施設、給水施設及び污水处理施設の維持管理に要する費用

(4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第22条 一般住宅の入居者は、当該一般住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 一般住宅の入居者の責めに帰すべき理由により当該一般住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、当該入居者は、市長の選択に従い、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第23条 一般住宅の入居者は、周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第24条 一般住宅の入居者は、当該一般住宅を引き続き1箇月以上使用しないときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第25条 一般住宅の入居者は、当該一般住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第26条 一般住宅の入居者は、当該一般住宅の用途を変更してはならない。ただし、市長が特別な理由があると認めて承認をしたときは、当該一般住宅の一部を他の用途に併用することができる。

第 27 条 一般住宅の入居者は、当該一般住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は当該一般住宅の敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長が特別な理由があると認めて承認したときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をするに当たり、一般住宅の入居者が当該一般住宅を明け渡すときに当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべき旨の条件を付するものとする。

3 一般住宅の入居者は、第 1 項ただし書の承認を得ずに当該一般住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は当該一般住宅の敷地内に工作物を設置したときは、速やかに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

（一般住宅建替事業による明渡しの請求等）

第 28 条 市長は、一般住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、除却しようとする一般住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該一般住宅を明け渡さなければならない。

（新たに整備される一般住宅への入居等）

第 29 条 市長は、一般住宅建替事業により除却すべき一般住宅の除却前の最終の入居者で、30 日を下らない範囲内で当該入居者ごとに市長が別に定める期間内において市長が別に定めるところにより当該事業により新たに整備される一般住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該一般住宅に入居させることができる。

（一般住宅建替事業に係る家賃の特例）

第 30 条 市長は、前条の申出により一般住宅の入居者を新たに整備された一般住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般住宅の家賃が従前の一般住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者の家賃を減額するものとする。

（一般住宅の用途の廃止による他の一般住宅への入居の際の家賃の特例）

第 31 条 市長は、一般住宅の用途の廃止による一般住宅の除却に伴い当該一般住宅の入居者を他の一般住宅に入居させる場合において、新たに入居する一般住宅の家賃が従前の一般住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者の家賃を減額するものとする。

（住宅の検査等）

第 3 2 条 一般住宅の入居者は、当該一般住宅を明け渡そうとするときは、その 7 日前までに市長に届け出て、市長が指定した者の検査を受けなければならない。

2 一般住宅の入居者は、第 2 7 条第 1 項ただし書の規定により当該一般住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は当該一般住宅の敷地内に工作物を設置したときは、前項の検査の日（同項の規定による届出をしないで立ち退いた者にあつては、第 1 7 条第 5 項の規定により市長が認定する日）までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

（住宅の明渡し請求）

第 3 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、一般住宅の入居者に対し、当該一般住宅の明渡しを請求することができる。

（1） 一般住宅の入居者が不正の行為により入居したとき。

（2） 一般住宅の入居者が家賃を 3 箇月以上滞納したとき。

（3） 一般住宅の入居者が一般住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。

（4） 一般住宅の入居者が正当な理由によらないで 1 箇月以上一般住宅を使用しないとき。

（5） 一般住宅の入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

（6） 一般住宅の入居者が第 1 3 条、第 1 4 条、第 2 2 条又は第 2 4 条から第 2 7 条までの規定に違反したとき。

（7） 一般住宅の入居者が第 2 3 条の規定に違反する行為をし、その是正のための市長の指示に従わなかったとき。

（8） 市による借上げに係る一般住宅にあつては、当該一般住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により一般住宅の明渡し請求を受けた入居者は、速やかに当該一般住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該入居者は、市長の定めるところにより、明け渡し請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を納付しなければならない。

3 市長は、一般住宅が第 1 項第 8 号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の 6 箇月前までに、当該一般住宅の入居者にその旨を通知しなければならない。

4 市長は、一般住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該一般住宅の賃貸人に代わって、当該一般住宅の入居者に、借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）第 3 4 条第 1 項の通知をすることができる。

第 4 章 駐車場の管理

(駐車場の使用者資格等)

第34条 一般住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて自ら使用するため駐車場を必要とするものでなければならない。

(1) 一般住宅の入居者又はその同居者

(2) 前号の入居者又は同居者の許可を受けた者

2 市長は、前項各号に掲げる者又は市長が別に定める者が駐車場の管理を目的として組織する団体で市長が適当と認めるものに対して、駐車場の使用を許可することができる。

3 駐車場の使用料は、別表第2のとおりとする。

4 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場の使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

5 駐車場の使用手続その他駐車場の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 雑則

(住宅管理人)

第35条 市長は、一般住宅の管理に関する事務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

2 住宅管理人は、市長が指定する者の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等一般住宅の入居者との連絡の事務を行う。

3 前2項に規定するもののほか、住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第36条 市長は、一般住宅の管理上必要があると認めるときは、市長が指示した者に一般住宅の検査をさせ、又は一般住宅の入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している一般住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該一般住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第37条 一般住宅及び共同施設（以下「一般住宅等」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第38条 指定管理者が行う一般住宅等の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 一般住宅の入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
 - (2) 一般住宅等の維持管理及び修繕に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (指定管理者の指定の申請)

第39条 指定管理者の指定を受けようとするものは、一般住宅等の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第40条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、一般住宅等の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が一般住宅の入居者の平等かつ安全な利用を確保できるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が一般住宅等の適切な維持管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準
- (事業報告書の作成及び提出)

第41条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第43条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 一般住宅等の管理に関する業務の実施状況及び使用状況
 - (2) 一般住宅等の管理に係る経費の収支状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による一般住宅等の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項
- (業務報告の聴取等)

第42条 市長は、一般住宅等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、

その管理に関する業務又は経理の状況について定期的に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定管理者の指定の取消し等）

第 4 3 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

（個人情報取扱い）

第 4 4 条 指定管理者は、一般住宅等の管理に関する業務について知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（委任）

第 4 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 6 章 罰則

第 4 6 条 一般住宅の入居者が偽りその他不正の行為により家賃の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 6 年 1 0 月 1 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の川内市一般住宅条例（平成 1 6 年川内市条例第 6 号）、樋脇町一般町営住宅管理条例（平成 9 年樋脇町条例第 4 1 号）、一般町営住宅管理条例（昭和 4 4 年東郷町条例第 1 6 号）、一般町営住宅使用料徴収条例（昭和 4 4 年東郷町条例第 1 7 号）、東郷町まちづくり促進町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成

8年東郷町条例第19号)、東郷町まちづくり促進町営住宅使用条例(平成8年東郷町条例第20号)、祁答院町独身者住宅の設置及び管理に関する条例

(昭和62年祁答院町条例第6号)、祁答院町独身者住宅使用条例(昭和62年祁答院町条例第7号)、祁答院町一般住宅の設置及び管理に関する条例(平成2年祁答院町条例第9号)、祁答院町一般住宅使用条例(平成2年祁答院町条例第10号)、里村民住宅の設置及び管理に関する条例(平成3年里村条例第7号)、老人向住宅の設置及び管理に関する条例(昭和45年上甕村条例第1号)、賃貸借住宅の管理及び使用料徴収条例(平成2年上甕村条例第20号)、上甕村ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例(平成5年上甕村条例第5号)、下甕村単身者向住宅の設置及び管理に関する条例(平成5年下甕村条例第21号)、下甕村漁業従事アイターン者用住宅の設置及び管理に関する条例(平成12年下甕村条例第19号)又は鹿島村民住宅の設置及び管理に関する条例(平成4年鹿島村条例第7号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により入居補欠者又は入居決定者となった者については、入居補欠者の有効期間又は入居決定者の入居期限は、なお合併前の条例の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年3月31日条例第37号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月1日条例第71号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月27日条例第75号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 薩摩川内市在宅介護支援センター条例、薩摩川内市特別養護老人ホーム鹿島園条例、薩摩川内市高齢者福祉施設条例、薩摩川内市高齢者福祉センター条例、薩摩川内市生活支援ハウス条例、薩摩川内市サン・アビリティーズ川内条例、薩摩川内市営墓地条例、薩摩川内市葬斎場条例、薩摩川内市共同納骨堂条例、薩摩川内市地域特産品直売所条例、薩摩川内市農産物加工センター条例、薩摩川内市農村水辺修景施設条例、薩摩川内市祁答院地域資源活用交流体験施設条例、薩摩川内市農村研修館、農村生活センター等条例、薩摩川内市市民ふ

れあい農園施設条例、薩摩川内市塔之原一区多目的集会施設条例、薩摩川内市観光船・水中展望船条例、薩摩川内市入来観光施設条例、薩摩川内市営住宅条例、薩摩川内市一般住宅条例、薩摩川内市特定公共賃貸住宅条例及び薩摩川内市障害者福祉作業所条例の規定に基づき管理をし、又は管理を委託している場合に、当該施設については、地方自治法の一部を改正する法律（平成１５年法律第８１号。以下「改正後の地方自治法」という。）の施行の日から起算して３年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした公の施設にあっては、当該指定の日の前日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成１７年１２月２７日条例第８５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１８年３月３０日条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１８年７月６日条例第６７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年３月２８日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年３月３１日条例第２５号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年９月２６日条例第４８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２１年７月３日条例第２６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年７月２日条例第３０号）

この条例は、平成２２年８月１日から施行する。

附 則（平成２２年１２月２７日条例第４９号）

この条例は、平成２３年１月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月２５日条例第２０号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月２５日条例第２１号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年９月２６日条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年３月２８日条例第２２号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年６月２９日条例第３３号）

この条例は、平成２４年７月１日から施行する。ただし、別表に黒木一般住宅の項を加える改正規定は、平成２４年９月１日から施行する。

附 則（平成２４年１２月２５日条例第５５号）

この条例は、平成２５年１月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２９日条例第３８号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年７月８日条例第４９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年９月２５日条例第５５号）

この条例は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２４日条例第７１号）

この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

附 則（平成２６年７月７日条例第２３号）

この条例は、平成２６年８月１日から施行する。

附 則（平成２７年７月６日条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年７月１１日条例第４４号）

この条例は、平成２８年８月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２６日条例第５６号）

この条例は、平成２９年１月１日から施行する。

附 則（平成２９年７月１０日条例第２９号）

この条例は、平成２９年８月１日から施行する。

附 則（平成２９年１２月２５日条例第４０号）

この条例中別表立山一般住宅の項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成３０年１月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２６日条例第１７号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年９月１９日条例第３９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月２６日条例第１６号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年７月９日条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 26 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日条例第 14 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日条例第 42 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日条例第 13 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日条例第 15 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日条例第 4 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日条例第 18 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 15 条関係）

名称	種別	所在地	構造	棟数	戸数	1 戸 当 た り 面 積（m ² ）	月額家 賃 （円）	建設年度	備考
久見崎 一般住 宅	一般 向	久見崎町 4 40 番地	木造 2 階建	1	2	7 9. 4	25, 200	平成 15 年度	
樋脇諏 訪原住 宅	一般 向	樋脇町塔之 原 8677 番地 7	木造平家建	1	1	6 0. 3	11, 000	昭和 50 年度	
下之湯 住宅	高齢 者等 向	樋脇町市比 野 2472 番地 1	木造平家建	1	2	4 8. 8	15, 000	平成 5 年 度	
湯之元 住宅	高齢 者等	樋脇町市比 野 824 番	木造平家建	1	1	4 8. 8	15, 000	平成 5 年 度	

	向	地 1				8			
八重住宅	一般向	入来町浦之名 4 4 9 4 番地 4	簡易耐火構造平家建	1	1	5 2 . 7	7 , 3 0 0	昭和 5 2 年度	
藤川一般住宅	一般向	東郷町藤川 3 8 1 6 番地	木造平家建	1	1	7 4 . 0	1 8 , 0 0 0	昭和 5 3 年度	
				1	1	7 4 . 0	2 0 , 0 0 0		
寺前住宅	一般向	東郷町斧渕 3 0 8 番地	木造 2 階建	1	2	7 8 . 6	2 7 , 0 0 0	平成 元 年 度	
			木造平家建	1	1	7 7 . 6	2 8 , 0 0 0	平成 5 年 度	
鳥丸西住宅	一般向	東郷町鳥丸 2 3 0 0 番地	木造 2 階建	1	2	7 8 . 6	2 4 , 0 0 0	平成 3 年 度	
竹下一般住宅	一般向	東郷町山田 3 4 1 1 番地 2	木造 2 階建	1	2	7 8 . 6	2 4 , 0 0 0	平成 4 年 度	
宇都一般住宅	一般向	東郷町斧渕 4 8 6 8 番地 1	木造平家建	2	3	6 2 . 9	4 0 , 0 0 0	平成 1 4 年度	
				2	4	6 2 . 9	4 0 , 0 0 0	平成 1 6 年度	
フレグランス紅梅	一般向	東郷町斧渕 2 3 番地 1	耐火構造 4 階建	1	6	8 1 . 6	5 0 , 0 0 0	平成 8 年 度	
					4	4 3 .	3 0 , 0 0 0		単身向

						1			
竹田住宅	一般向	祁答院町黒木 3 4 6 0 番地 1	木造平家建	3	3	7 4 . 1	2 1 , 0 0 0	平成元年度	
原口住宅	一般向	祁答院町下手 6 7 8 4 番地 2	木造平家建	3	3	7 4 . 1	2 1 , 0 0 0	平成元年度	
田子山住宅	一般向	祁答院町下手 2 6 1 番地	木造平家建	5	5	7 4 . 1	2 1 , 0 0 0	平成 2 年度	
麓西住宅	一般向	祁答院町藺牟田 8 0 6 6 番地 1	木造平家建	6	6	7 4 . 1	2 1 , 0 0 0	平成 2 年度～平成 4 年度	
会田一般住宅	一般向	祁答院町黒木 2 7 1 1 番地	木造平家建	2	2	7 4 . 1	2 1 , 0 0 0	平成 3 年度～平成 5 年度	
				4	4	5 3 . 8	1 9 , 0 0 0		
轟町住宅	一般向	祁答院町下手 7 3 0 0 番地	木造平家建	2	2	7 4 . 1	2 1 , 0 0 0	平成 3 年度	
早馬一般住宅	一般向	祁答院町上手 6 1 2 番地	木造平家建	1	1	7 4 . 1	2 1 , 0 0 0	平成 4 年度	
				2	2	5 3 . 8	1 9 , 0 0 0		
宮ノ宇都住宅	一般向	祁答院町藺牟田 2 8 3 7 番地	木造平家建	1 0	2 0	4 2 . 7	1 3 , 0 0 0	昭和 6 1 年度	
上町住宅	一般向	里町里 3 2 8 8 番地 2	簡易耐火構造平家建	1	1	5 3 .	1 4 , 0 0 0	昭和 4 6 年度	

						6			
藪中住宅	一般向	里町里 3 3 6 1 番地 1	耐火構造平 家建	1	1	8 9. 1	2 4 , 0 0 0	昭和 6 1 年度	
戸の崎住宅	一般向	里町里 2 7 4 番地	耐火構造平 家建	1	2	5 3. 1	2 2 , 0 0 0	平成 2 年 度	
			木造 2 階建	1	4	5 9. 2	2 5 , 0 0 0	平成 1 0 年度	
山崎住宅	一般向	里町里 1 8 8 8 番地 1	耐火構造 2 階建	1	2	6 4. 9	2 6 , 0 0 0	平成 7 年 度	
				1	2	6 4. 9	2 7 , 0 0 0	平成 9 年 度	
中樋住宅	一般向	里町里 3 7 8 8 番地 1	木造 2 階建	1	4	4 1. 4	1 9 , 0 0 0	平成 1 4 年度	
			木造平家建	1	4	3 1. 5	1 5 , 0 0 0	平成 1 5 年度	
大川住宅	一般向	里町里 3 3 8 8 番地 1	簡易耐火構 造平家建	1	1	7 3. 0	1 5 , 0 0 0	昭和 4 7 年度	
中野住宅	一般向	上甑町中野 2 1 3 番地 5	耐火構造平 家建	2	2	6 7. 1	2 5 , 0 0 0	平成 4 年 度	
			耐火構造平 家建	1	1	6 7. 1	2 5 , 0 0 0	平成 5 年 度	
平良住宅	一般向	上甑町平良 2 3 1 番地	耐火構造 2 階建	1	2	6 7.	2 3 , 0 0 0	平成 6 年 度	

						1			
平良一 般住宅	一般 向	上甑町平良 1 2 番地 1	耐火構造平 家建	1	2	6 7. 2	3 0 , 0 0 0	平成 1 6 年度	
平良西 住宅	一般 向	上甑町平良 6 番地 1	簡易耐火構 造平家建	1	1	4 1. 0	1 0 , 0 0 0	昭和 5 0 年度	
瀬上第 1 住宅	一般 向	上甑町瀬上 8 0 0 番地 3	耐火構造平 家建	1	2	6 7. 1	2 3 , 0 0 0	平成 7 年 度	
			耐火構造平 家建	1	2	6 7. 1	2 4 , 0 0 0	平成 1 0 年度	
瀬上第 2 住宅	一般 向	上甑町瀬上 6 6 6 番地 1	耐火構造平 家建	1	1	6 6. 9	2 7 , 0 0 0	平成 1 2 年度	
前田ふ るさと 住宅	高齢 者等 向	上甑町中甑 5 0 3 番地	耐火構造平 家建	2	6	5 5. 6	1 4 , 4 0 0	平成 1 6 年度	
	一般 向				2		2 4 , 7 0 0		
上甑小 牟田住 宅	一般 向	上甑町中甑 3 3 7 番地	簡易耐火構 造平家建	2	2	4 1. 3	1 6 , 0 0 0	昭和 3 9 年度	
手打松 下川住 宅	一般 向	下甑町手打 1 0 4 3 番 地 1	耐火構造 3 階建	1	9	5 4. 6	1 6 , 0 0 0	平成 5 年 度	
手打蘭 山住宅	一般 向	下甑町手打 1 9 0 5 番 地	木造平家建	1	1	4 7. 8	6 , 0 0 0	平成 1 1 年度	
					1	4 8. 0		平成 1 1 年度	

					1	6 5. 0	8, 0 0 0	平成 1 1 年度	
長浜大 瀬の中 住宅	一般 向	下甌町長浜 1 8 7 番地 2	木造平家建	1	1	4 7. 5	6, 0 0 0	平成 1 1 年度	
					1	4 8. 9	6, 0 0 0	平成 1 1 年度	
					1	6 5. 0	8, 0 0 0	平成 1 1 年度	
青瀬新 町住宅	一般 向	下甌町青瀬 3 8 4 番地 1 0	木造平家建	1	1	4 4. 3	6, 0 0 0	平成 1 1 年度	
瀬々野 浦古里 住宅	一般 向	下甌町瀬々 野浦 9 3 番 地 1	耐火構造平 家建	1	1	7 3. 8	1 9, 0 0 0	平成 1 4 年度	
長浜城 の中住 宅	一般 向	下甌町長浜 5 4 6 番地	耐火構造平 家建	1	1	7 6. 0	1 2, 9 0 0	平成 1 0 年度	
					1	8 7. 9	1 4, 9 0 0	平成 1 0 年度	
鹿島宮 田一般 住宅	一般 向	鹿島町藺牟 田 1 5 3 0 番地 8	耐火構造 2 階建	1	2	6 2. 5	2 3, 0 0 0	平成 3 年 度	
	一般 向	鹿島町藺牟 田 1 5 3 6 番地 4	耐火構造 2 階建	1	4	3 8. 6	1 2, 0 0 0	平成 6 年 度	
松之下 住宅	一般 向	鹿島町藺牟 田 1 3 7 5 番地 1	耐火構造 2 階建	1	4	4 0. 6	1 2, 0 0 0	平成 1 1 年度	

奥 菌 住 宅	一般 向	鹿 島 町 菌 牟 田 2 5 8 番 地	木造平家建	1	2	6 0. 7	1 2 , 平成 1 5 0 0 0 年度	
諏訪原 一般住 宅	世帯 向	入来町副田 3 2 7 6 番 地 1	木造平家建	1	1	7 8. 3 7	2 8 , 平成 5 年 3 0 0 度	
				1	1	7 8. 3 7	3 6 , 平成 9 年 0 0 0 度	
八 風 一 般住宅	世帯 向	入来町副田 6 5 7 6 番 地 1 1	木造平家建	1	1	7 8. 3 7	2 4 , 昭和 6 2 1 0 0 年度	
		入来町副田 6 5 7 6 番 地 1 5	木造平家建	1	1	6 1. 2 7	1 8 , 昭和 6 0 9 0 0 年度	
黒木第 3 一般 住宅	世帯 向	祁答院町黒 木 2 7 1 1 番地	木造平家建	2	2	7 4. 1 8	1 5 , 平成 3 年 0 0 0 度	
横 辺 住 宅	世帯 向	祁答院町上 手 5 9 3 番 地 3	木造平家建	1	1	5 9. 5 6	7 , 5 昭和 4 9 0 0 年度	
田 向 住 宅	世帯 向	祁答院町上 手 1 9 1 4 番地 4	木造平家建	1	1	5 9. 5 6	7 , 5 昭和 5 0 0 0 年度	
高 山 住 宅	世帯 向	祁答院町上 手 2 1 0 4 番地 6	木造平家建	2	2	5 9. 5 6	7 , 5 昭和 5 3 0 0 年度	
				2	2	5 9. 5 6	7 , 5 昭和 5 4 0 0 年度	
塔 牟 礼 住宅	世帯 向	祁答院町下 手 1 2 0 番 地 2	木造平家建	3	3	4 9. 6 4	5 , 5 昭和 4 5 0 0 年度	

城ノ下 住宅	世帯 向	祁答院町下 手 1 0 7 1 番地 1	木造平家建	2	2	4 9. 6 4	5, 5 0 0	昭和 4 5 年度	
				1	1	5 6. 8 6	6, 5 0 0	昭和 4 5 年度	
				1	1	5 9. 5 6	7, 5 0 0	昭和 5 0 年度	
藺牟田 第 3 一 般住宅	世帯 向	祁答院町藺 牟田 4 1 番 地	木造平家建	1	1	5 9. 5 6	9, 0 0 0	昭和 5 9 年度	
長浜迫 田住宅	世帯 向	下甌町長浜 6 5 9 番地	耐火構造 2 階建	1	2	5 0. 0 5	9, 0 0 0	昭和 5 1 年度	
陽成一 般住宅	世帯 向	陽成町 5 5 0 2 番地 1	木造平家建	2	2	6 4. 0	3 0, 0 0 0	平成 1 8 年度	借上 げ
中津住 宅	世帯 向	上甌町中甌 4 9 1 番地 1	簡易耐火構 造 2 階建	1	2	5 0. 0	1 3, 0 0 0	昭和 4 9 年度	
浦内第 1 住宅	世帯 向	上甌町小島 1 4 5 番地	簡易耐火構 造平家建	1	1	6 2. 1	1 2, 8 0 0	昭和 5 2 年度	
				1	1	4 9. 6	1 0, 6 0 0	昭和 5 3 年度	
浦内第 2 住宅	世帯 向	上甌町瀬上 8 9 4 番地 2	耐火構造 2 階建	1	2	6 0. 0	1 5, 0 0 0	昭和 5 6 年度	
平良向 住宅	世帯 向	上甌町平良 2 8 3 番地 2	簡易耐火構 造平家建	1	1	5 0. 0	1 0, 3 0 0	昭和 5 2 年度	

山田一般住宅	世帯向	東郷町山田 3 3 8 5 番 地 1 0	木造平家建	2	2	6 8. 4	3 0 , 0 0 0	平成 1 9 年度	借上 げ
湯田一般住宅	世帯向	湯田町 5 1 0 7 番地	木造平家建	2	2	6 1. 5	3 0 , 0 0 0	平成 2 2 年度	借上 げ
西方一般住宅	世帯向	西方町 2 4 4 5 番地 1	木造 2 階建	1	2	7 6. 1	3 0 , 0 0 0	平成 2 2 年度	借上 げ
鳥丸一般住宅	世帯向	東郷町宍野 1 3 7 2 番 地 1	木造平家建	2	2	6 7. 9	3 0 , 0 0 0	平成 2 2 年度	借上 げ
八幡一般住宅	世帯向	樋脇町塔之 原 4 5 1 8 番地	簡易耐火構 造平家建	1	1	5 4. 3 0	1 6 , 3 0 0	昭和 4 9 年度	
中津北一般住宅	世帯向	上甕町中甕 4 8 5 番地 4	簡易耐火構 造平家建	1	1	4 9. 6 8	1 5 , 8 0 0	昭和 4 3 年度	
				1	1	4 9. 6 8	3 2 , 5 0 0	昭和 4 3 年度	
平佐東一般住宅	世帯向	中村町 6 9 9 8 番地 1	木造平家建	2	2	6 7. 2	3 0 , 0 0 0	平成 2 3 年度	借上 げ
湯田内門一般住宅	世帯向	湯田町 3 7 1 0 番地 1	木造平家建	1	1	7 6. 3	2 0 , 0 0 0	平成元年 度	
				1	1	8 9. 3	2 1 , 5 0 0	平成 8 年 度	
平良大平一般住宅	世帯向	上甕町平良 3 7 5 番地	耐火構造 2 階建	1	2	6 0. 0	1 5 , 0 0 0	昭和 5 7 年度	

黒木一般住宅	世帯向	祁答院町黒木255番地1	木造平家建	2	2	62.9	30,000	平成24年度	借上げ
城上上塚一般住宅	世帯向	城上町3685番地2	木造平家建	2	2	83.63	23,000	平成8年度	
寄田山ノ口一般住宅	世帯向	寄田町794番地3	木造平家建	1	1	89.38	21,000	平成10年度	
滄浪小田一般住宅	世帯向	久見崎町539番地1	木造平家建	1	1	68.58	15,000	昭和62年度	
城上今寺一般住宅	世帯向	城上町497番地4	木造平家建	1	1	60.00	16,000	昭和52年度	
上手一般住宅	世帯向	祁答院町上手539番地2	木造平家建	2	2	62.93	30,000	平成24年度	借上げ
東笠掛1号一般住宅	世帯向	里町里227番地1	簡易耐火構造平家建	1	1	50.05	15,000	昭和48年度	
東笠掛2号一般住宅	世帯向	里町里227番地1	簡易耐火構造平家建	1	1	58.30	15,000	昭和53年度	
平良宮第2一般住宅	世帯向	上甌町平良217番地1	簡易耐火構造2階建	1	2	50.00	15,000	昭和49年度	
平良宮第3一般住宅	一般向	上甌町平良217番地1	耐火構造2階建	1	1	60.02	17,000	昭和58年度	
下東郷上之原一般住	世帯向	田海町3636番地1	木造平家建	2	2	72.87	30,000	平成25年度	借上げ

宅									
勝目一般住宅	世帯向	勝目町 5 3 9 1 番地 2	耐火構造 5 階建	2	7 9	5 3 . 9	2 1 , 0 0 0	昭和 5 4 年度	
立山一般住宅	世帯向	入来町 副田 5 9 5 5 番 地 6 1	耐火構造 5 階建	1	4 0	3 9 . 8	1 4 , 0 0 0	昭和 5 4 年度	
				1	3 9	5 3 . 9	1 9 , 0 0 0	昭和 5 4 年度	
南瀬一般住宅	世帯向	東郷町 南瀬 2 1 9 2 番 地 2	木造平家建	1	2	6 3 . 7 6	3 0 , 0 0 0	平成 2 6 年度	借上 げ
寄田一般住宅	世帯向	寄田町 1 0 3 1 番地 2	木造平家建	2	2	6 4 . 9 9	3 0 , 0 0 0	平成 2 8 年度	借上 げ
東郷藤川一般住宅	世帯向	東郷町 藤川 1 0 6 6 番 地	木造平家建	1	1	7 7 . 0	2 6 , 0 0 0	平成 1 3 年度	
東郷山田一般住宅	世帯向	東郷町 山田 3 3 8 5 番 地 4	木造平家建	1	1	7 7 . 0	2 6 , 0 0 0	平成 1 2 年度	
山田坂元一般住宅	世帯向	東郷町 山田 3 3 2 6 番 地 3	木造平家建	1	1	7 2 . 8	2 2 , 0 0 0	平成 7 年 度	
東郷南瀬一般住宅	世帯向	東郷町 南瀬 2 1 9 2 番 地 2	木造平家建	1	1	7 7 . 0	2 8 , 0 0 0	平成 1 4 年度	
平佐東第 2 一般住宅	世帯向	中村町 7 0 3 5 番地 1	木造平家建	2	2	6 3 . 5	3 0 , 0 0 0	平成 2 9 年度	借上 げ
西方第 2 一般	世帯向	西方町 1 1 5 7 番地	木造平家建	2	2	6 8 .	3 0 , 0 0 0	平成 2 9 年度	借上 げ

住宅						9			
下東郷 上之原 第2一般住宅	世帯 向	田海町36 38番地	木造平家建	2	2	6 6. 78	30, 000	平成29 年度	借上 げ
滄浪本 馬場一 般住宅	世帯 向	久見崎町1 45番地1	木造平家建	1	1	8 9. 38	27, 000	平成8年 度	
陽成前 畑一般 住宅	世帯 向	陽成町55 18番地2	木造平家建	1	1	7 7. 28	22, 000	平成6年 度	
鳥丸第 2一般 住宅	世帯 向	東郷町鳥丸 2261番 地1	木造平家建	1	2	6 7. 50	30, 000	令和元年 度	借上 げ

別表第2（第34条関係）

名称	所在地	1区画当たり使用料（円／月額）
勝目一般住宅	勝目町5391番地2	800
立山一般住宅	入来町副田5955番地61	800